

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.004

処 分 名	高額所得者の認定
処 分 の 概 要	<p>市営住宅の入居者が引き続き 5 年以上入居している場合において、最近 2 年間引き続き公営住宅法施行令第 9 条第 1 項に規定する基準を超える高額の収入のあるときは、高額所得者として認定を行います。</p> <p>また、高額所得者として認定された場合は、期限を決めて市営住宅の明渡し請求を行います。</p>
根拠条例等・条項	公営住宅法（昭和 26 年法律第 240 号）第 29 条 春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 28 条、第 29 条
処 分 基 準	<p>市営住宅の入居者が引き続き 5 年以上入居している場合において、最近 2 年間引き続き公営住宅法施行令第 9 条第 1 項に規定する基準（31 万 3 千円）を超える高額の収入のあるときは、高額所得者として認定を行います。</p> <p>また、高額所得者として認定された場合は、公営住宅法第 29 条及び、春日部市市営住宅条例第 29 条の規定に基づき、期限を決めて市営住宅の明渡し請求を行うことができます。</p>
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■公営住宅法

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

■春日部市市営住宅条例

(高額所得者の認定等)

第28条 市長は、市営住宅に引き続き5年以上入居している入居権利者の第13条第2項の規定により認定した当該入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超えるときは、その旨を認定し、当該入居権利者に通知するものとする。

2 前項の入居者に配偶者以外の同居者がある場合における同項の収入の額の算出については、令第9条第2項に定めるところによる。

3 第13条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

(高額所得者に対する明渡しの請求)

第29条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた入居権利者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による明渡しの請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の申出により明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

【関係法令等】

■公営住宅法施行令

(法第二十九条第一項に規定する収入の基準)

第九条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元とする。

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

- 2 入居者に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）以外の同居者がある場合における前項の規定の適用に関しては、入居者の所得金額に合算する当該同居者の所得金額は、百二十四万八千円を超える場合におけるその超える部分の金額に限るものとする。